

新旧対照表	
新	旧
神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準	神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準
平成22年 3 月10日決定 平成22年 9 月 1 日改定 令和 2 年 4 月 1 日改定 令和 6 年12月10日改定 <u>令和 年 月 日改定</u>	平成 22 年 3 月 10 日決定 平成 22 年 9 月 1 日改定 令和 2 年 4 月 1 日改定 令和 6 年 12 月 10 日改定
1 趣旨 (略)	1 趣旨 (略)
2 用語 (略)	2 用語 (略)
3 処分等の基本方針 (略)	3 処分等の基本方針 (略)
4 機関の処分等の基準 (略)	4 機関の処分等の基準 (略)
5 処分等に伴う措置 (1) (略) (2) 業務の引継ぎ 取消しを行った場合には、 <u>建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第31条の10第 3 項に規定する帳簿及び機関省令第31条の11第 3 項に規定する書類を、知事が引き継ぐものとする。</u> (3) (略) (4) (略)	5 処分等に伴う措置 (1) (略) (2) 業務の引継ぎ 取消しを行った場合には、 <u>法第 77 条の 35 の 14 第 1 項の帳簿及び同条第 2 項の書類を、知事が引き継ぐものとする。</u> (3) (略) (4) (略)
6 処分等の保留 (略)	6 処分等の保留 (略)
7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い (略)	7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い (略)

新	旧																														
附 則 <u>この基準は、令和8年 月 日から施行する。</u>	附 則 <u>この基準は、平成22年3月10日から施行する。</u> 附 則 <u>この基準は、平成22年9月10日から施行する。</u> 附 則 <u>この基準は、令和2年4月1日から施行する。</u> 附 則 <u>この基準は、令和6年12月10日から施行する。</u>																														
(別表) (該当する関係条項のみ記載) <table><tr><th>根 拠 条 項</th><th>関係条項</th><th>処分事由</th><th>処 分 ラ ン ク</th><th>標準的な処分 内 容</th></tr><tr><td>77の35 の19②一</td><td>77の35の 18①</td><td>判定の業務の無許可休廃止</td><td>C</td><td>業務停止命令 3月</td></tr><tr><td>77の35 の19②二</td><td>77の35の4六</td><td>機関又は機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施</td><td>B</td><td>業務停止命令 6月</td></tr></table> (注1) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35の19②一」は「法第77条の35の19第2項第1号」の意である。 (注2) 「標準的な処分内容」欄の内容を標準として、「4 機関の処分等の基準」に定めるところにより処分を決定する。 (注3) 監督命令は、法第77条の35の16第1項の規定に基づき判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときに行うことができる。	根 拠 条 項	関係条項	処分事由	処 分 ラ ン ク	標準的な処分 内 容	77の35 の19②一	77の35の 18①	判定の業務の無許可休廃止	C	業務停止命令 3月	77の35 の19②二	77の35の4六	機関又は機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業務停止命令 6月	(別表) (該当する関係条項のみ記載) <table><tr><th>根 拠 条 項</th><th>関係条項</th><th>処分事由</th><th>処 分 ラ ン ク</th><th>標準的な処分 内 容</th></tr><tr><td>77 の 35 の 19②一</td><td>77 の 35 の 18①</td><td>判定の業務の無許可休廃止</td><td>D</td><td>業務停止命令 1月</td></tr><tr><td>77 の 35 の 19②二</td><td>77 の 35 の 4 六</td><td>機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施</td><td>B</td><td>業務停止命令 6月</td></tr></table> (注) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の 35 の 19②一」は「法第 77 条の 35 の 19 第 2 項第 1 号」の意である。	根 拠 条 項	関係条項	処分事由	処 分 ラ ン ク	標準的な処分 内 容	77 の 35 の 19②一	77 の 35 の 18①	判定の業務の無許可休廃止	D	業務停止命令 1月	77 の 35 の 19②二	77 の 35 の 4 六	機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業務停止命令 6月
根 拠 条 項	関係条項	処分事由	処 分 ラ ン ク	標準的な処分 内 容																											
77の35 の19②一	77の35の 18①	判定の業務の無許可休廃止	C	業務停止命令 3月																											
77の35 の19②二	77の35の4六	機関又は機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業務停止命令 6月																											
根 拠 条 項	関係条項	処分事由	処 分 ラ ン ク	標準的な処分 内 容																											
77 の 35 の 19②一	77 の 35 の 18①	判定の業務の無許可休廃止	D	業務停止命令 1月																											
77 の 35 の 19②二	77 の 35 の 4 六	機関の親会社等である指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画についての判定の実施	B	業務停止命令 6月																											

新	旧
神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準について（補足） 処分の対象となる行為が「神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①に該当する場合における<u>処分</u>の内容の決定は、以下に定めるところによる。 1 判定が適確に行われなかったことにより構造計算適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の<u>処分</u>を行うこととし、具体的な<u>処分</u>の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。 (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数 (2) 登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数 (3) 立入検査、報告等において明らかとなった事項 (4) 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況 (5) その他<u>処分</u>の内容を決定するに当たり考慮すべき事項 2 機関又はその役員が判定において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の<u>処分</u>を行うこととし、具体的な<u>処分</u>の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。	神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準について（補足） 処分の対象となる行為が「神奈川県指定構造計算適合性判定機関の処分等の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①に該当する場合における処分等の内容の決定は、以下に定めるところによる。 1 判定が適確に行われなかったことにより構造計算適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。 (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数 (2) 登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数 (3) 立入検査、報告等において明らかとなった事項 (4) 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況 (5) その他処分等の内容を決定するに当たり考慮すべき事項 2 機関又はその役員が判定において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の処分等を行うこととし、具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。